

令和3年3月定例教育委員会議事録

(白石町教育委員会会議規則第16条及び第17条の規定により作成)

- 1 日 時 令和3年3月24日(水) 14時42分
役場3階 大会議室
- 2 出席委員 北村教育長 松尾委員 堤委員 川崎委員
- 3 欠席委員 稲佐委員
- 4 事務局職員 出雲学校教育課長 中村生涯学習課長 宮崎主任指導主事
吉村学校教育課課長補佐 渡部生涯学習課課長補佐
土井生涯学習課課長補佐 梅木指導主事 川畑庶務係長
平田学校教育係長 原学校統合再編係長 永尾学校給食係長
山口生涯学習係長 前田主査
- 5 教育長の報告 別紙資料のとおり
- 6 会議に附した議案
附議第9号 令和3年度準要保護の認定について
附議第10号 令和3年度白石町教育の指針(案)について
附議第11号 白石町楽習館条例の一部改正について
附議第12号 白石町図書館運営協議会条例の一部改正について
附議第13号 白石町楽習館管理運営規則の一部改正について
- 7 動議の提出者 なし
- 8 議事の概要 別紙資料のとおり
- 9 議決事項 附議第9号から附議第13号すべて議決
- 10 その他
 - ・事務局からの報告
 - ・傍聴者 無し

1 開 会 14:42

出雲課長

2 前回議事録の承認 14:42

2月定例教育委員会の会議録を資料により説明

委員全員承認

3月臨時教育委員会（3月3日）の会議録を資料により説明

委員全員承認

3 教育長の報告 14:43

（前回以降の主な動向）

資料より数点を内容紹介。

3/6 町内中学校卒業式

中学校では1名校長室での卒業証書授与となったがあとは全員参加。

3/19 町内小学校卒業式

小学校では1名欠席、1名ズームでの参加となった。

3/23 有明西小5年生木版画「みんなで力を合わせてコロナをやっつけよう」
贈呈式

役場玄関ロビーに展示、しろいし道の駅にも贈呈された。

（白石町議会3月定例会における教育委員会関係一般質問内容について）

資料により概要の報告。

定例会において19議案提出され、すべて議決された。一般質問については、
11名の議員さんから出され、うち5名が教育委員会関係となった。

（人事異動について）

資料により概要の報告。

（1）今後の人事異動関係行事

①3月24日

教職員人事異動新聞発表、各学校での転退職者辞任式、白石町教職員退職者離任式

②3月26日

転入者事前説明会

③4月1日

白石町教職員辞令交付式

（2）年度末教職員人事異動の概要

今回の人事異動で、小学校49名、中学校で25名異動された。小中ともに

全教職員の36%の異動であった。この内新規採用者は、小学校8名（教諭6名、事務職員2名）、中学校4名（教諭4名）が配置された。

（その他）

・市町村教育委員会研究協議会

西日本ブロック会議が10月に開催予定。

4 附議事項の協議 14：54～

附議第9号

令和3年度準要保護の認定について

北村教育長：白石町教育委員会会議規則第15条による秘密会議宣言。

前田主査：資料に沿って詳細説明。（1件）

厳正なる審査の結果、認定：1件。

委員全員承認（附議第9号）

附議第10号

令和3年度白石町教育の指針（案）について

川畑係長：資料により詳細説明

文言の修正については、先日の総合教育会議時に協議された教育大綱に合わせている。内容的に大きく変更した部分は、重点目標10の「小中学校統合再編等に関する取組」を「小中学校再編に関する取組」と変更し具体的な施策についても内容を変更した。今回（案）としているが、今日承認を受ければ（案）を取り指針とする。今後、県の方でも指針を示されると思うが、内容を確認し変更が必要であれば再度教育委員会にお諮りし、変更を行いたい。

堤 委員：本日協議する指針が決定すれば、今度の教育要覧に反映されるということか。

川畑係長：発刊が6、7月のため、今日決定いただいた内容に今後出される県の指針を確認し、変更の必要があれば見直しを行い教育委員会にお諮りしその内容で教育要覧に掲載する。

委員全員承認（附議第10号）

附議第11号

白石町楽習館条例の一部改正について

附議第 1 2 号

白石町図書館運営協議会条例の一部改正について

附議第 1 3 号

白石町楽習館管理運営規則の一部改正について

中村課長：附議 1 1 号から附議 1 3 号について、関連であるが以前教育委員会でもお話しさせていただいていた。今回 3 月議会に上程し議決をいただいたが、本来、その前に教育委員会にお諮りするべきであったが、事後の報告となりお詫び申し上げます。

渡部課長補佐：資料により詳細説明。

楽習館図書室の閉鎖に伴い図書室にかかる部分の改正を行うもの。

北村教育長：関連があるため附議 1 3 号までの説明をお願いする。

渡部課長補佐：資料により詳細説明。

附議 1 2 号白石町図書館運営協議会条例についても条文中の楽習館を削除する。附議 1 3 号白石町楽習館管理運営規則については、本日承認いただくものであるが、楽習館の利用時間及び定期休日に関することの図書室に限って開館時間が研修室等と違いますとしていた部分をすべて削除するもの。それと使用許可申請だが図書室は無料で利用できたが、研修室等は有料になるため「図書室以外の・・・」となっていたものを「図書室以外の」を削除する。それに伴い別表についても改正を行う。

北村教育長：楽習館の図書室をゆうあい図書館に統合するというに伴う改正になる。

委員全員承認（附議第 1 1 号）

委員全員承認（附議第 1 2 号）

委員全員承認（附議第 1 3 号）

5 その他 15：18～

(1) 「白石町スポーツ・健康増進のまちづくり推進委員会設置要綱」
の制定について

土井課長補佐：資料により詳細説明。

一昨年 1 2 月議会において、「白石町スポーツ・健康増進のまちづくり宣言」を行っている。これに基づきよりスポーツを町民の方に身近なものとして普及させていきたいというものであったが、新型コロナウイルス感染症の影響もありその普及推進の母体となる推進委員会の

設置もできなかったが、来年度4月1日付けをもって、「白石町スポーツ・健康増進のまちづくり推進委員会」を設置したいと考えており、その要綱となる。

堤 委員：14人ということで（案）としてあがっているが、障害者のところで、この身体障害者福祉協会というのは身体障害者の団体ですよ。この中には、精神障害と知的障害は含まれてますか。

土井課長補佐：身体障害者福祉協会の方は、主に身体の方がメインになっています。

堤 委員：ということは、そのところがフォローされているのか。

土井課長補佐：その辺りにつきましては、事務局の方の障害福祉係と連携を取りながら、杵島武雄地区医師会だとかからのご意見を取り入れていきたいと思っている。

堤 委員：小さな町なので、こういった団体自体がとくに精神などのしっかりした組織、患者さんの団体などがいないため、施設であったりそういったことに詳しい方を入れるとか何か連携した方がいいのでは。

土井課長補佐：障害福祉係の方で、健康センターの方に相談支援センターがございまして、そちらの方で知的とか精神的なところも十分御相談とか把握されてらっしゃるため、その辺の情報を密にしながらそういう方たちも一緒に体を動かして、健康づくりできるようなものを取り入れていきたいなと思っている。

堤 委員：わりと身体障害者の方たちは以前からフォローされているというか、こういうのに福祉の方で何十年も前からこういうのに参加されるという機会が非常に多かったが、最近取り残されているのが精神障害の部分の方達をどうやって巻き込むかというのが一番、知的障害の方達も割とされているが、精神障害者の方達、発達障害の方も含めてだがその辺が今からの課題というところなので、団体がないというのもあるとは思いますが。

土井課長補佐：その辺が健康づくり係の方で、精神障害の方のためということで年間プログラムを組んでされてらっしゃいますので、その中にスポーツとか体を動かすようなものを取り入れるように。私も団体がなかったもので、事務局にその辺をカバー出来る、情報共有出来る方達をと思って、そのため通常の組織としては事務局がかなり多くなっております。

堤 委員：例えば以前いらした下田教育委員さんのところみたいな施設の方の誰かに入ってもらおうとか、そういう形でもいいのではと思う。なか

なかそこが今までも、今からの課題としてあがってくるのでは。

土井課長補佐：おそらく委員会発足後、その下部組織として調査専門委員会ではないが、そういった下部組織の発足が必要になってくるのでは、実際何かを行うときにお手伝いしていただく方とか協力いただく方、また逆に向こうから提案をいただける方という風なことで、まずは推進委員会の母体となるものを来年度発足させて十分協議をし、実質的な活動については翌年度、令和4年度から順次取り組みをできるものからやっていくという、長期的なスパンで推進していきたいと考えている。

堤 委員：はい、わかりました。その辺り少し御配慮いただければと思います。

川崎委員：よかったら、子供にかかわっているクラブチームの方も構成を見たらどこに所属されるのかと思われるため、同じように子供から大人まで全世代を対象とする形で考えていただけたらと思います。

土井課長補佐：白石町スポーツ推進委員協議会の方にスポーツ少年団の子供たちも関係します。ただ、それ以下の子供たち、乳幼児から保育園児については、なかなか子育て支援の組織として若干あるが、事務局の方のこども未来係の方で把握できるというようなことも聞いておりますので、こども未来係の方を入れさせていただいている。ただ、来年度スタートして必要に応じて要綱等改正しながらより良いものにしていきたいと思っている。

堤 委員：人数的な制限もどうしても出てくると思うため、例えば一番上の方で大元を決める方々がいて、その下に色々な下部のワーキングとかが出てくるのであれば、例えば自治公民館長会の方それぞれの地域から3名出られているのを1名にして、あとの2名の枠を他のところに充てるなど、それはそれで、さらに下部組織での公民館のところでもそれぞれ参加していただくとか、その辺が少しあってもいいのかと思いました。

土井課長補佐：実は下の方のメンバーだが、「スポーツ健康のまち宣言」を宣言する前にプロジェクトチームを作られて、宣言について検討されている。そのメンバーのポストの方達に入らせていただいておりますので、第1回の委員会を発足する前に個々のメンバーについては要綱のものではないため、もう1度事務局で組織のメンバーについて教育委員会の意見を踏まえながら見直すところは見直したいと思う。

出雲課長：他に意見等なければ、この要綱について制定するというところでよろしいでしょうか。

(全委員承諾)

(2) 新しい学校づくり準備委員会設置要綱について

原 係長：資料により詳細説明。

中学校の再編については、本日開催された庁議で計画が承認されて、あとは町長の決裁により決定することとなる。来年度からはシフトチェンジということで中学校については、新しい学校づくりということとなる。4月1日施行予定とし、準備委員会の構成は26名の構成を予定している。

堤 委員：保護者と地域住民のところは、校長先生に推薦というようなお願いをされているのか。

出雲課長：学校の方に依頼している。

堤 委員：それは、小学校の先生になのか小学校中学校それぞれになのか。

出雲課長：小学校も中学校もそれぞれ11校です。

原 係長：地域住民については、中学校を通じて学校運営協議会からの推薦をお願いしている。

堤 委員：保護者については。

原 係長：小学校保護者については、小学校PTAからの推薦をお願いしている。

堤 委員：そうすると最終的には校長先生の責任というか決定という形であがってくるのか。

吉村課長補佐：どちらも校長先生が学校運営協議会の会長などと相談されたり、PTA会長と相談されて選定をしてもらっているようです。

出雲課長：他に意見等なければ、この要綱についても制定するというところでよろしいでしょうか。

(全委員承諾)

(3) 問題行動月別報告について

梅木指導主事：資料により詳細説明。

小学校30日以上の欠席報告5名、完全不登校が1名。中学校30日以上の欠席報告23名、完全不登校が5名。改善の報告も受けている。2月のいじめの報告については、県学校教育課からのアンケート依頼の結果により報告。

堤 委員：今まで県によって統計の取り方にばらつきがあり、宮崎と比べたら非常に差があったが、段々統一されていくと思うが、保護者からす

ると急激に増えた印象を受けられると思うため、その点説明等しておいたほうがいいのでは、分かりにくいところの話であるため。

梅木指導主事：数字だけを上げると非常にいじめの事案が増えたのでは、子供たち同士のかかわりが悪化しているのではととられるのではとと思っている。丁寧に定義のことも話さないといけないし、事例等について紹介しながら提示していかないといけないと感じている。

堤 委員：その辺りPTAを通じてなど、定義のところを何かの機会があれば御検討をお願いします。

北村教育長：いじめの件については、トップの宮崎とワーストの佐賀と県教委も盛んに通知等出しているが、いじめとっているが毎月報告している内容についてはトラブルである。いじめの定義について、一般の方もそれぞれお持ちだと思う。数字をそのまま出すと大きな誤解を招くことになる、こういうものでも教育相談でいち早く察知して、早く解消という風にしてはいるが、このまま出すには課題があり、今後このやり方についても検討がなされると思う。佐賀県は独自に覚知、認知という2段階で行っており、そのことがかえって数を少なくしたのではということも言われている。この数字を出すにあたっては丁寧な説明をしないと大きな誤解が発生すると思う。不登校については、学校で何かトラブルがあった等の報告がないため、保護者ともより連携してやらないと、ちょっとしたことで休んでしまうというようなことがあるようなので、やはり集団生活の中でこういった問題をクリアしていかないと社会に出てまた、集団になかなか馴染めないという事案も報告されているため次年度もう一度根本から見直して、対策を立てないといけないと思っている。

(全委員承諾)

- (4) 令和2年度末中学卒業生進路状況について
- (5) 令和3年度佐賀県立高等学校入学者の一般選抜の合格者について
- (6) 不登校児童生徒の卒業式への参加及び進学状況について

梅木指導主事：資料により詳細説明（一括説明）。

町内3中学校の3年生の進路未定者は無し。

一般選抜の合格者については、県からの資料。

卒業式について、小学校は1名が登校して別室でズームにより参加、中学校は1名が参加できなかったが、午後から校長室で卒業証書を授与された。

(全委員承諾)

(7) 36 協定について

宮崎主任指導主事：資料により詳細説明。

次年度も協定を結ぶ必要があるため学校に依頼を行うもの。

(全委員承諾)

(8) コミュニティ・スクールのアンケート結果について

宮崎主任指導主事：資料により詳細説明。

コミュニティ・スクール5年目の総括ということで、児童生徒及び保護者を対象にアンケートを行ったもの。

(全委員承諾)

(9) 青少年育成町民会議監事の選出について

山口係長：白石町青少年育成町民会議を学校やPTA、民生委員、警察、婦人会、公民会長会等の団体と連携しながら事業を行っている。PTAと連携した水難救助用ポリタンク設置、こども110番の家運動、通学合宿など行っているが、その町民会議の役員の中で監事を2名置くことになっているが、うち1名を前下田委員にお願いしており、今回退任されたことに伴い教育委員の中から1名お願いするもの。

(全委員承諾：後ほど選出を行い報告する。)

(10) 青色防犯パトロールの実施について

吉村課長補佐：資料により詳細説明。

学校教育課と生涯学習課で青色防犯パトロールを実施するということが準備をしたための報告。従来子ども達の見守りにについては、小学校区の老人会の見守り、学校運営協議会、見守り隊ができたりなどそういう取り組みがなされてきている。教育委員会では通学路点検を関係機関と行い、生涯学習課では青少年育成町民会議でもパトロール等を行っていた。他市町では声かけ事案が結構発生しており、本町でそういう事案が発生した場合何が出来るか、登下校に関する保護者の不安を考え、青色防犯パトロールを実施することとした。

堤 委員：この仕組みについては、元々警察の方でこのような青色防犯パトロールという制度を定められてあるということか。

吉村課長補佐：そうです。都道府県警本部単位で制度が作られており、むや

みやたらにしないように団体登録をするということで、県警本部長が許可する形となっている。

堤 委員：車による巡回を行うというわけですね。

吉村課長補佐：青色の回転灯をつけて、車についても限定されている。

堤 委員：例えば佐賀県内でこういうことを地域の任意団体でされているところもあるのか。

吉村課長補佐：佐賀市は校区ごとに自治会があるが、現在佐賀市が行っているのが、地域づくり協議会を作ったりすれば公民館を新しく新築しましょう、車を購入してあげてパトロール仕様で配車するとかそういうことも行われている。白石町は元々青少年育成町民会議で3台あったものですから、それはそのまま利用できるということです。

堤 委員：それをまず、事務局で3月から回るということ。

吉村課長補佐：今後、徐々に普及させていきたい。

松尾委員：もしよろしければ、同行させていただきたい。

(全委員承諾)

(1 1) 4月行事予定表

川畑係長：資料により行事内容説明。

(全委員承諾)

(1 2) その他

- ・児童生徒のスマートフォン所有状況調査結果について

宮崎主任指導主事：資料により詳細説明。

この調査結果については、先日の3月定例町議会の一般質問において資料要求があったため教育委員会への情報提供するもの。結果として以前調査時より増加しているのがわかる。

堤 委員：この件の議会の時の質問の趣旨というのは。

宮崎主任指導主事：学校の方にもっと持ち込ませていいような趣旨です。

堤 委員：積極的に活用させたいということで、それは連絡とかのため。

宮崎主任指導主事：そういうことではなく、子供も持ちやすいようになってきたためなど。

堤 委員：それで、ICTとして活用するようなことですか。

宮崎主任指導主事：ただ、GIGAスクールで導入するクロームブックが学習に特化したもののため、逆にスマートフォンが太刀打ちできないくらいの機器となる。

北村教育長：子ども達にできるだけ、ICT、IOTをとの時代のため、もう規制とか言っている時ではないだろうという趣旨です。

(全委員承諾)

・稲佐神社「石造肥前鳥居」の佐賀県重要文化財指定について

渡部課長補佐：資料により詳細説明。

3月18日に稲佐神社の石造りの参道から数えて3番目の鳥居で「石造肥前鳥居」が佐賀県の重要文化財建造物に指定するにふさわしいという答申が出された。正式な指定については、告示されてからとなるため4月下旬から5月上旬になるのではと思っている。この鳥居については、市町村合併前の旧有明町時代に昭和49年に町の重要文化財に指定されている。今回、既に県で指定されている肥前鳥居とかとの比較検討が行われ、1つは、この天正13年(1585年)、白石町でいうと須古城に居城していた龍造寺隆信が戦死した後になるが、この天正13年の、肥前鳥居の中で一番古い建立年代の銘が入っているということと、そういう1500年代の天正年間の中で銘がはっきり残っているのが、わずか2基しか残っていないという貴重性もあるということ。それと社頭景観というか、古くは神仏習合の神社とお寺が一体となっていたという中に残っているという貴重性と景観的な意味から重要な文化財ということで指定の対象にあがっております。正式に告示されると白石町にある県の重要文化財が11件ということになり、県の指定に伴い白石町の指定は取り消されます。名称としては、「石造肥前鳥居(稲佐神社)」が県指定の正式名称となる。

堤 委員：龍造寺隆信が亡くなった翌年だが寄進者というのは。

渡部課長補佐：資料の方に記載しているが、「天正十三年酉乙當御鳥居」「潤八月吉祥日奉建立畢」という銘しかない。専門的なるが、同時代の天正18年に巖木の室園神社の方に、これも県の重要文化財に指定されている鳥居があるが、それには「願主鶴田上総介源賢天正十八年庚寅十一月吉日」と銘がある。その点では同じ時期ではあるが、細かく言うと三本継であったり二本継の柱であったり違いがあり、銘文の記す位置がちょっと違う。これはおそらく天正鳥居という発生期のまだ統一されていない試行錯誤の時代の現れではないかと考えられる。これが新しくなってくるとこの鳥居がどこの神様に奉納された鳥居であるか、この鳥居を奉納することは、こういう願いを神様にお願ひする。それに関わった領主なり願主の名前が記されるよ

うな定型したものが出てくる。その定型化する前の初期の時代のものと思われます。

(全委員承諾)

・その他

松尾委員：令和3年度のフッ素洗口についてはどうなっているか。

出雲課長：フッ素洗口は行う予定にしている。ただ、医薬品等以前使っていたものと違うためその辺りで取扱い等変わってきて、これから具体的なところを学校と打合せしたいと考えているところです。

松尾委員：実施するのは決定か。

出雲課長：教育委員会としては、実施するものと思っている。ただ、実施方法等まだ学校と打合せを行っていないところです。

堤 委員：今度の通学路の安全点検に絡むところであるが、今度須古の久治から1人中学生が入るが、おそらく久治から中学生が通学するのは十数年ぶりになるかと思うが、飛び地ではないが有明久治のところに入っているような状態で、久治の子は大体小島の方に入らずに有明久治を抜けて大井の方に入っていくとかしている。今から二十数年前に踏切事故で亡くなられたケースがあった。飛び地のようになっている性質上、地域の目とかが学校区外を通過して通学するため、その辺少し学校の先生方が認識されているかどうか確認をお願いする。以前学校訪問した際に学校区を示したいいわゆる旧白石町のエリア図だが、須古久治が抜けている状態であったため、安全面で学校に情報提供をお願いしたい。

出雲課長：ありがとうございます。学校の方とお話をしたいと思います。

6 閉 会 16:21

出雲課長